

指名停止等一覧表

(期間 令和5年7月1日～令和5年9月30日)

業者名	本社所在地	指名停止期間			該当事項	指名停止の理由(概要)
		自	至	期間		
戸沼岩崎建設(株)	北海道函館市湯川町2-21-2	令和5年7月26日	令和5年8月8日	2週間	工事要領別表第1第8号(安全管理措置の不適切により生じた工事関係事故)	戸沼岩崎建設(株)及び同者従業員は、令和4年9月5日に北海道松前郡福島町内で施工した一般工事において、使用機材回収作業の際、安全管理の措置が不適切であったために二次下請業者の作業員が墜落し死亡する事故を発生させたことから、令和5年7月7日に函館簡易裁判所から労働安全衛生法違反により罰金刑の略式命令を受けた。
特定非営利活動法人日本テニール協会とかち帯広連盟	北海道帯広市西8条南16丁目3番地1-101	令和5年7月28日	令和5年8月27日	1ヶ月	物役要領別表第13号(不正又は不誠実な行為)	特定非営利活動法人日本テニール協会とかち帯広連盟は、令和5年4月3日に十勝西部森林管理署東大雪支署が発注した「令和5年度東大雪支署庁舎内外の清掃及び管理業務」の契約を締結したが、令和5年7月20日に、清掃作業員が配置できないとして債務の履行が不能となる申し出を行った。このことにより、十勝西部森林管理署東大雪支署は令和5年7月25日に契約の解除通知を行った。

注：該当事項の欄には、部局所掌の「工事請負契約指名停止等措置要領」に定める別表第1及び別表第2に掲げる措置要件又は「物品の製造契約、物品の購入契約及び役務等契約指名停止措置要領」の別表に掲げる措置要件のうち該当するものを記入する。